

平成27年2月5日(木)

【照会先】

厚生労働省老健局老人保健課

(課長) 迫井、(課長補佐) 河合

(電話代表) 03(5253)1111 (内線3964)

(直通) 03(3595)2490

平成27年度介護報酬改定

改定前後の介護報酬のイメージ

(主なサービス)

本資料は、関係者の皆様への説明用として作成したものであり、2/6開催の介護給付費分科会の検討状況等により変更がありうるものです。

< 目次 >

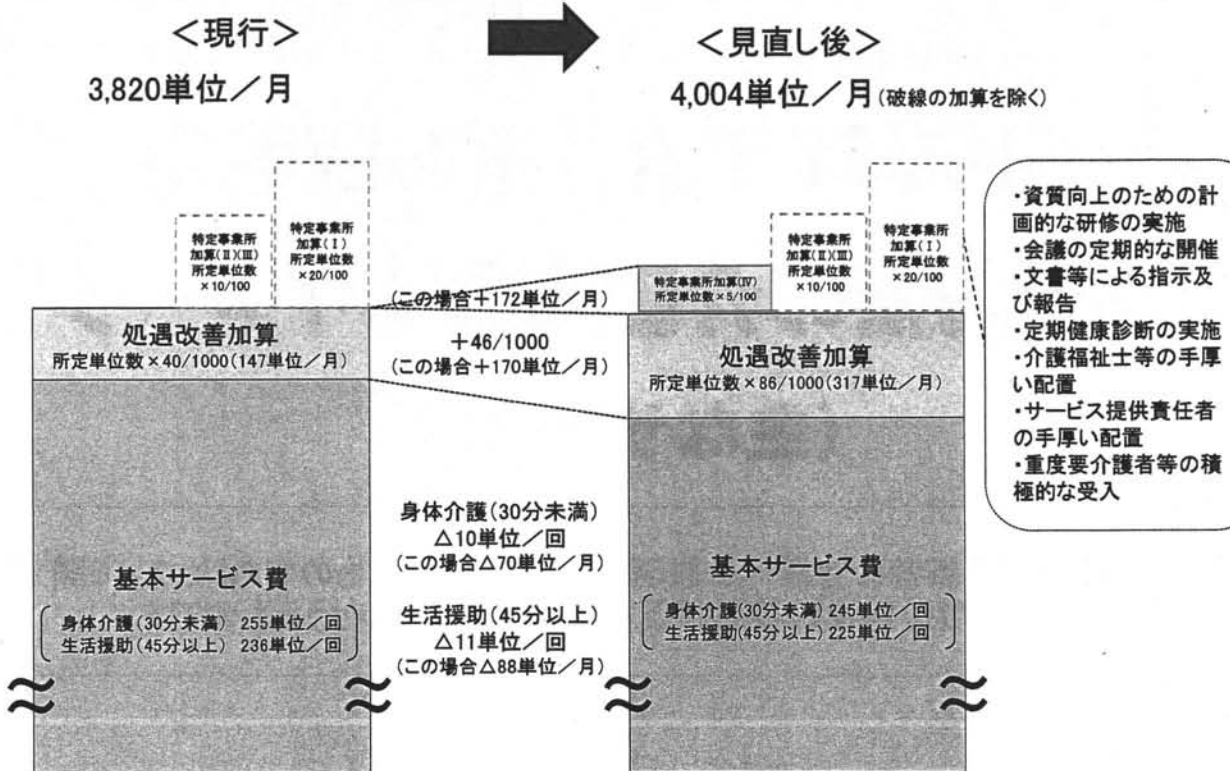
1. 訪問介護
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 通所介護
6. 通所リハビリテーション
7. 特定施設入居者生活介護
8. 居宅介護支援
9. 介護老人福祉施設
10. 介護老人保健施設
11. 介護療養型医療施設
12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
13. 小規模多機能型居宅介護
14. 認知症対応型共同生活介護
15. 看護小規模多機能型居宅介護

(注)

- ・ サービス形態により、1ヶ月(1ヶ月は30日換算)、1日あたり、1回あたり、1件あたりの介護報酬を算出
- ・ 以降のページで掲げる改定前後の介護報酬のイメージは、一定の前提に基づく主なサービスの改定前後での報酬体系の概要を示したものである。

1. 訪問介護

○ 改定後のイメージ(訪問介護)



【前提】

○ 月15回(身体介護(20分以上30分未満)7回、生活援助(45分以上)8回)利用の場合(要介護2の利用者の平均的な利用回数)

- 基本報酬に加え、次の加算を算定
- ・ 介護職員処遇改善加算(I)(86/1000)
 - ・ 特定事業所加算(IV)(5/100)

※ その他、初期加算(100単位/月)、生活機能向上連携加算(100単位/月)等がある。

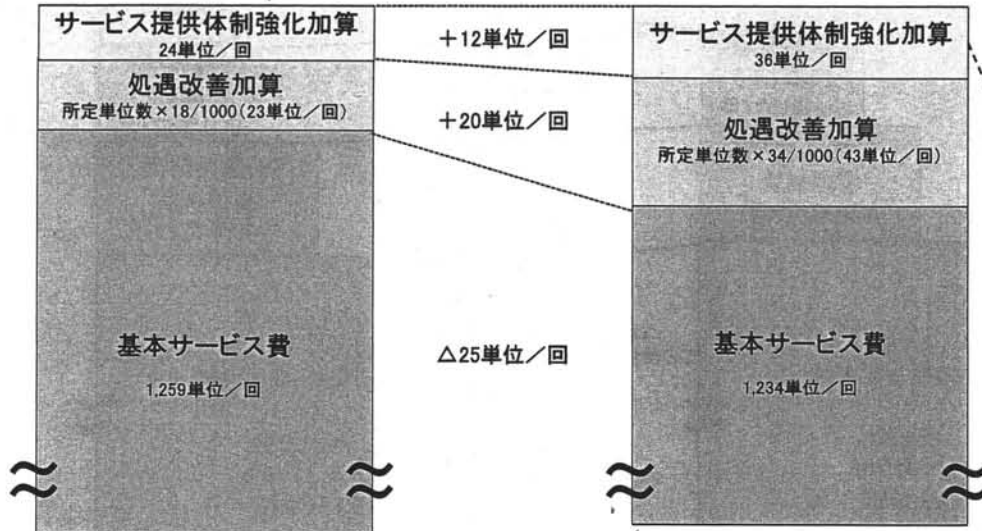
2. 訪問入浴介護

○改定後のイメージ(訪問入浴介護)

＜現行＞
1,306単位／回



＜見直し後＞
1,313単位／回



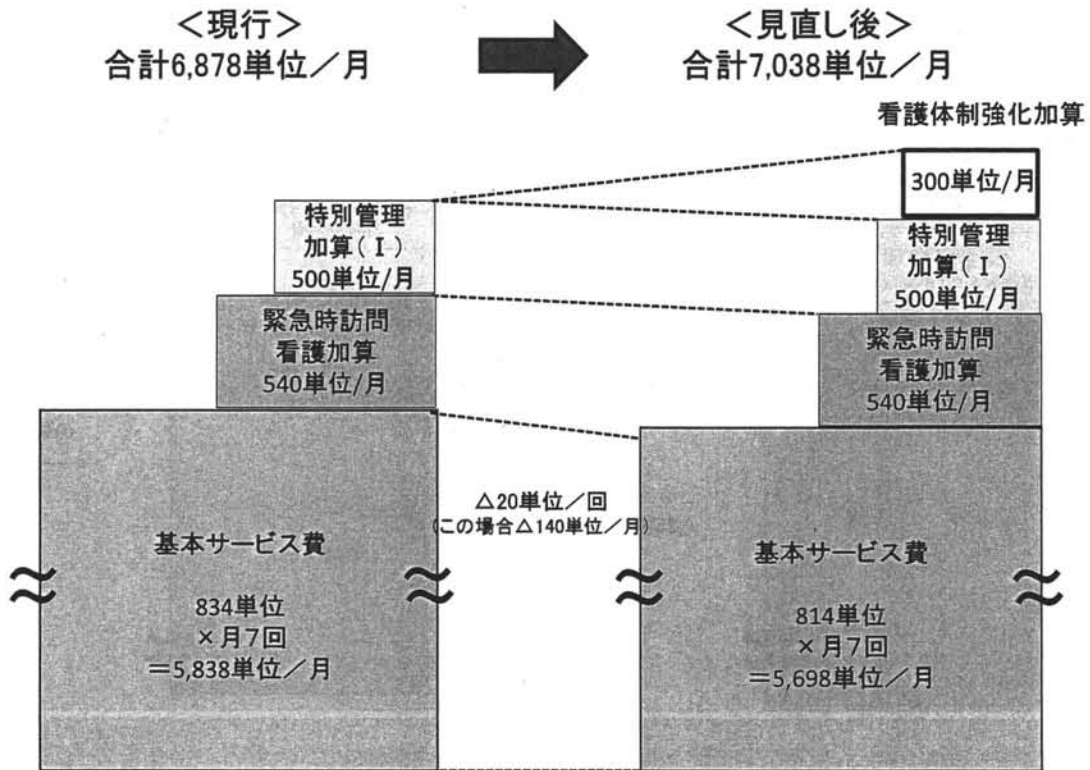
サービス提供体制強化加算
 (I) 介護福祉士の体制を特に強化
 (II) 介護福祉士の体制を強化
 (III) 常勤職員の体制を強化
 (IV) 長期勤続職員の体制を強化

【前提】
 ○ 基本報酬に加え、次の加算を算定
 ・ 介護職員処遇改善加算(I)(34/1000)
 ・ サービス提供体制強化加算(36単位/回)

※ 図中のサービス提供体制強化加算は、区分支給限度基準額の対象外である。

3. 訪問看護

○ 改定後のイメージ(訪問看護)

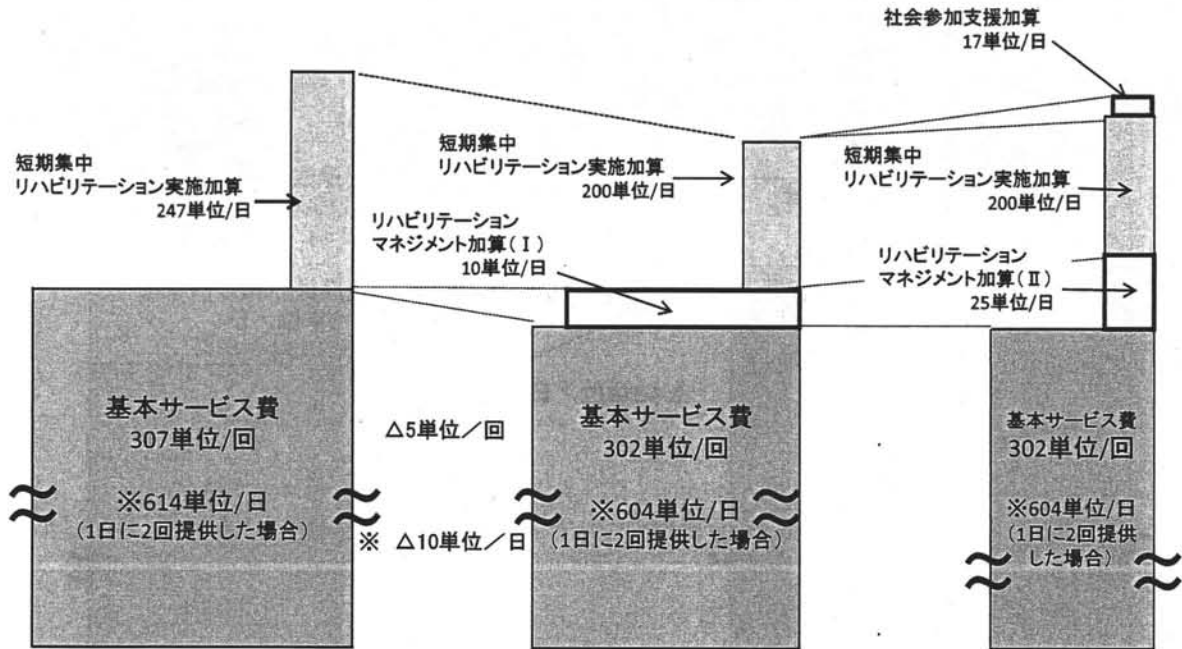
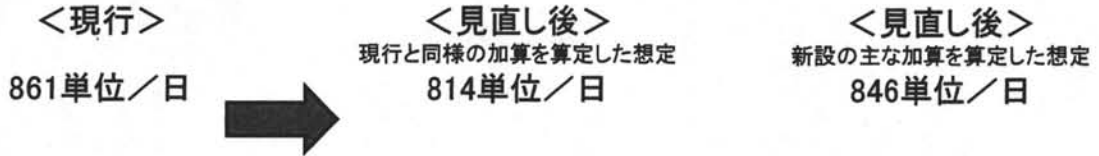


【前提】

- 訪問看護ステーションにおける訪問看護の場合
- 要介護5の利用者が、1月あたり7回(要介護5の利用者の平均的な利用回数)の訪問看護(所要時間30分以上60分未満)を利用する場合
- 基本報酬に加え、
 - 緊急時訪問看護加算(540単位/月)を算定
 - 特別管理加算(I)(500単位/月)を算定
 - 看護体制強化加算(300単位/月)を算定

4. 訪問リハビリテーション

○ 改定後のイメージ(訪問リハビリテーション)



【前提】

○ 訪問リハビリテーション(1回あたり20分以上)を1日あたり2回提供した場合

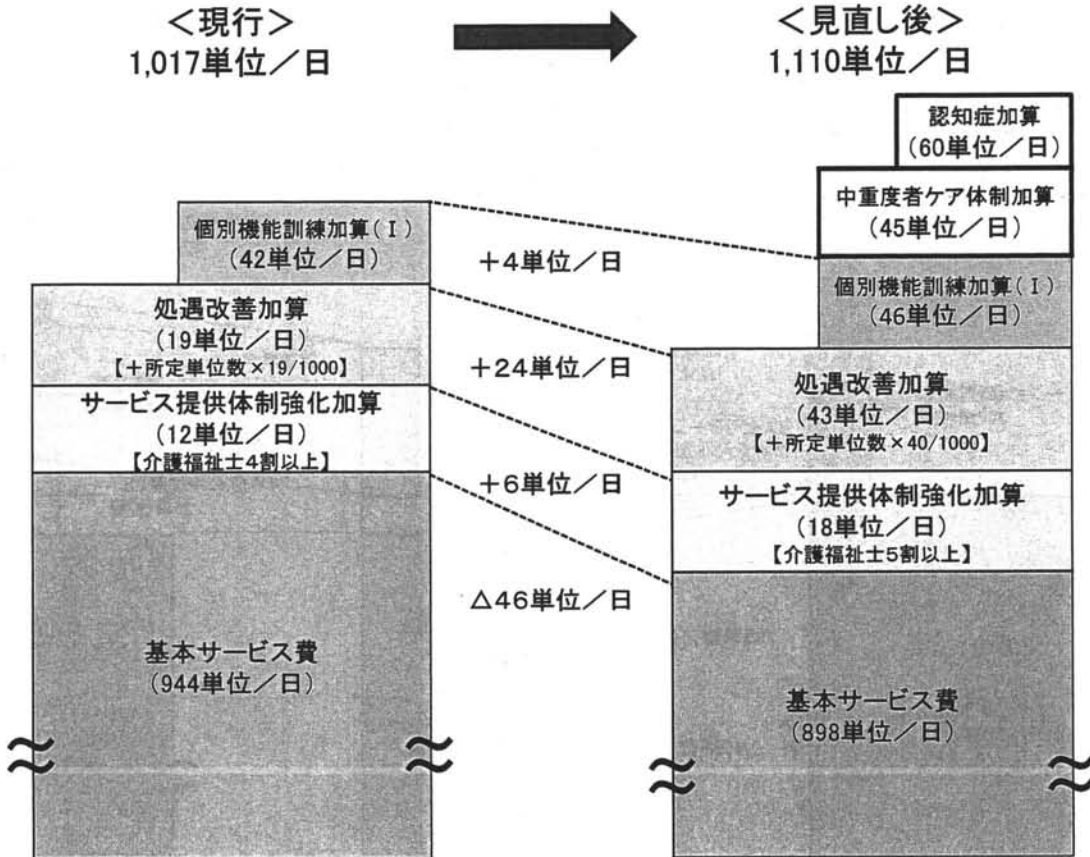
- 現行と同様の加算を算定した想定では、基本報酬に加え、
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算(I)(60単位/月)を算定
 - ・ 短期集中リハビリテーション実施加算(200単位/日)を算定
- 新設の主な加算を算定した想定では、基本報酬に加え、
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算(II)(150単位/月)を算定
 - ・ 短期集中リハビリテーション実施加算(200単位/日)を算定
 - ・ 社会参加支援加算(17単位/日)を算定

・その他、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(+5/100)等がある。

※ 図中の単位数は、月あたりの単位数を1日あたりの単位数に換算して表記している。(訪問リハビリテーションの平均的な利用像である月6日の利用を想定して換算)

5. 通所介護

○ 改定後のイメージ（通所介護）



【前提】

○ 通常規模型事業所において、要介護3の利用者が、7時間以上9時間未満のサービス提供を受けた場合

○ 基本報酬に加え、以下の加算を算定

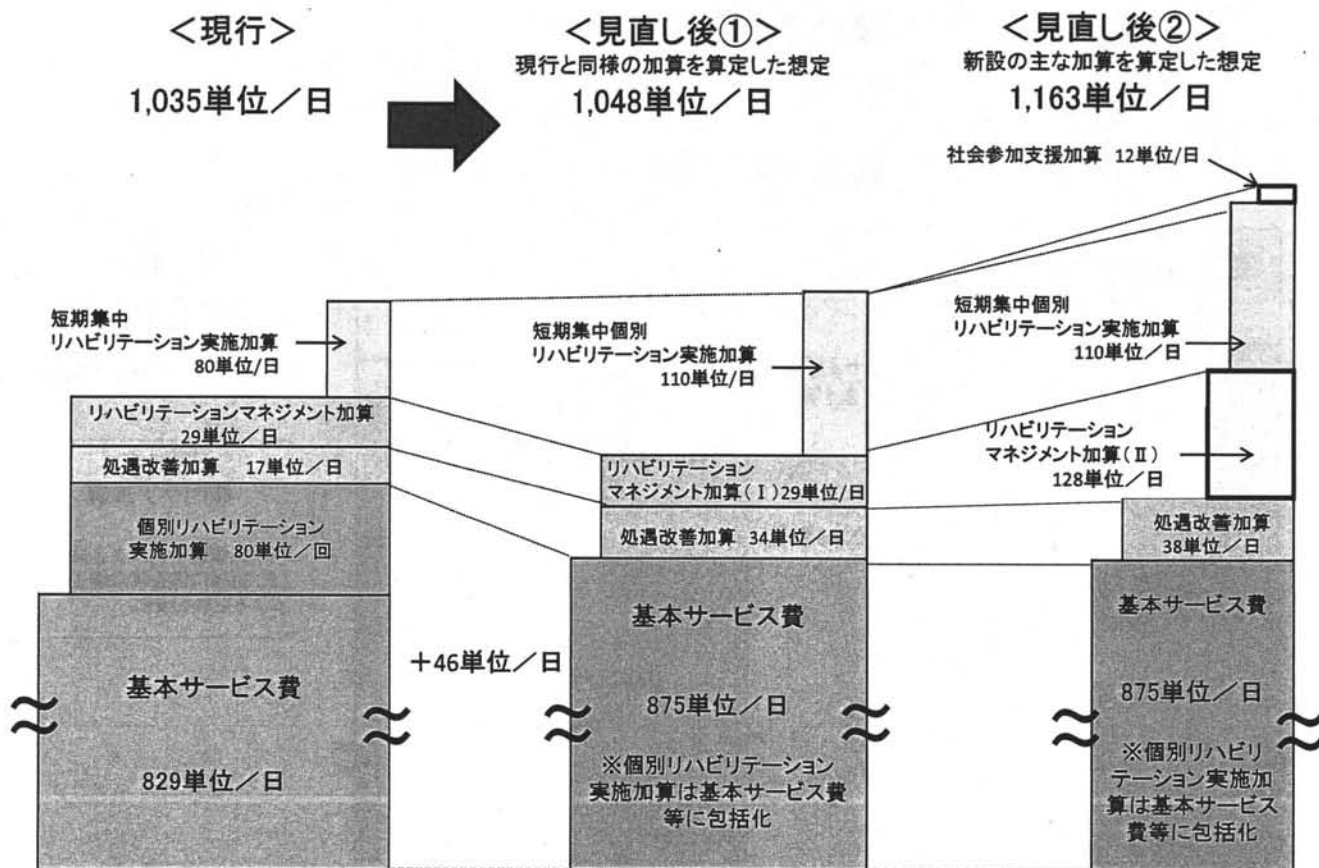
- ・ サービス提供体制強化加算 (I)イ(介護福祉士5割以上)
- ・ 介護職員処遇改善加算 (I) (40/1000)
- ・ 個別機能訓練加算 (I)
- ・ 中重度者ケア体制加算
- ・ 認知症加算

・ その他、入浴介助加算(50単位/日)、栄養改善加算(150単位/月2回)等がある。

※ 図中のサービス提供体制強化加算は、区分支給限度基準額の対象外である。

6. 通所リハビリテーション

○ 改定後のイメージ(通所リハビリテーション)



【前提】

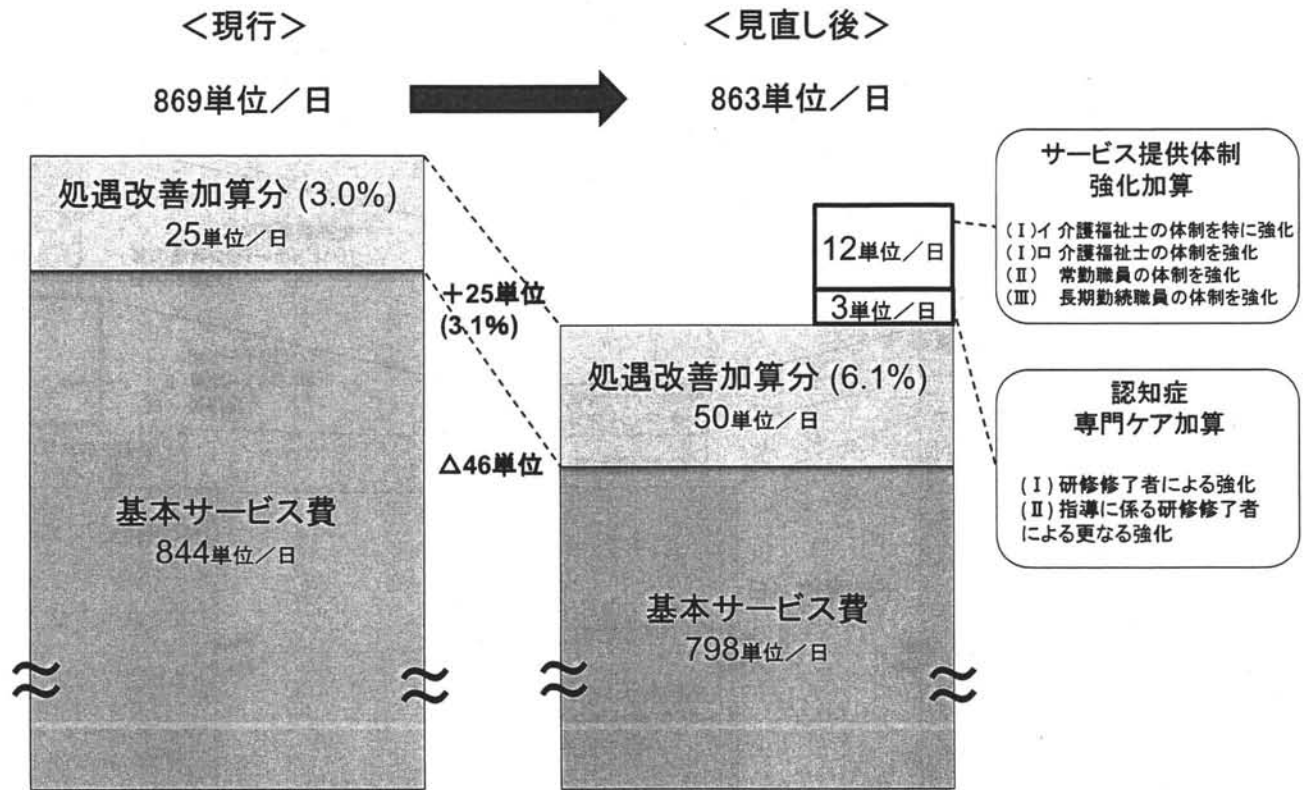
○ 通常規模の事業所が、要介護2の利用者(医療機関を退院後3月以内の者)に対して、6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションを提供する場合

- **現行と同様の加算を算定した想定では、基本報酬に加え、**
 - ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(34/1000)を算定
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)(230単位/月)を算定
 - ・ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(110単位/日)を算定
- **新設の主な加算を算定した想定では、基本報酬に加え、**
 - ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(34/1000)を算定
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(1020単位/月)を算定
 - ・ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(110単位/日)を算定
 - ・ 社会参加支援加算(12単位/日)を算定
- ・ その他、重度療養管理加算(100単位/日)、中重度者ケア体制加算(20単位/日)、若年性認知症利用者受入加算(60単位/日)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(18単位/回)等がある。

※ 図中の単位数は、月あたりの単位数を1日あたりの単位数に換算して表記している。(通所リハビリテーションの平均的な利用像である月8日の利用を想定して換算)

7. 特定施設入居者生活介護

○ 改定後のイメージ(特定施設入居者生活介護)



【前提】

○ 要介護5の場合

○ 基本報酬に加え、

- ・ 介護職員処遇改善加算(I)(61/1000)を算定
- ・ 認知症専門ケア加算(I)(3単位/日)【新設】を算定
- ・ サービス提供体制強化加算(I)ロ(12単位/日)【新設】を算定
- ・ その他、既存の加算として、
 個別機能訓練加算(12単位/日)
 夜間看護体制加算(10単位/日)
 医療機関連携加算(80単位/日) 等がある。

8. 居宅介護支援

○ 改定後のイメージ 居宅介護支援費(Ⅰ)

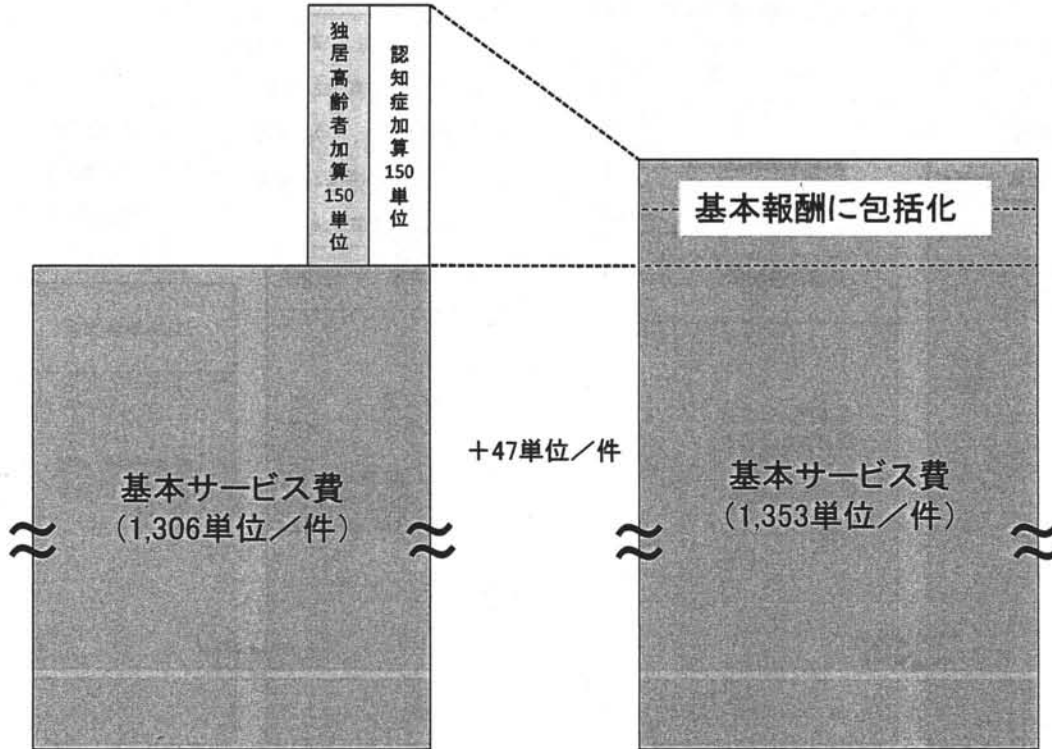
<現行>

1,306単位/件



<見直し後>

1,353単位/件



【前提】

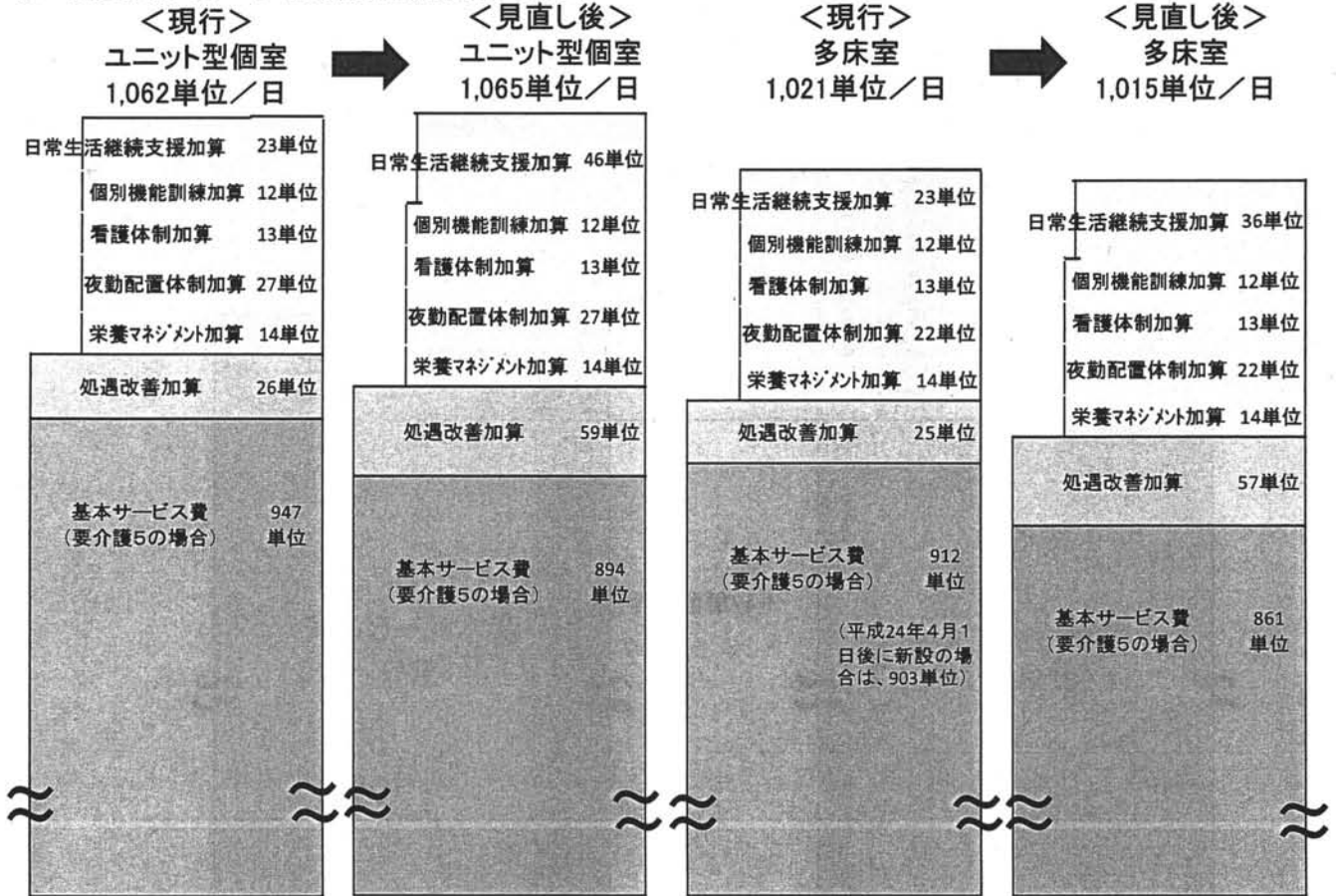
○ 居宅介護支援費(Ⅰ)のうち要介護3・4・5の場合

・基本報酬に認知症加算と独居高齢者加算を包括化し、1,353単位を算定

※ その他、特定事業所加算(Ⅰ)(500単位/件)等がある。

9. 介護老人福祉施設

○ 改定後のイメージ(介護福祉施設サービス)

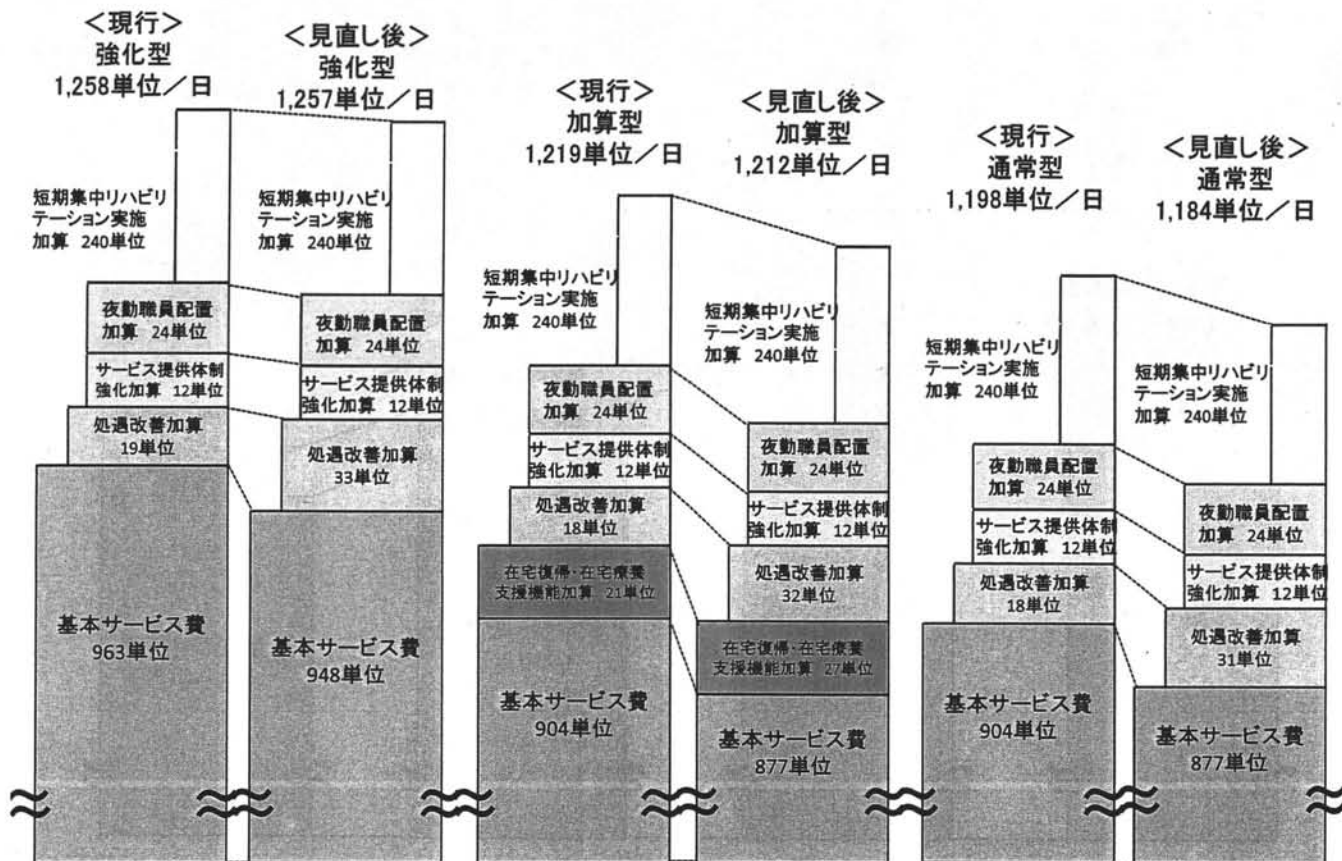


【前提】

- 基本サービス費は、介護福祉施設サービスを利用する要介護5の入所者の場合。
- 主な体制加算として以下を算定。(ユニット型個室の場合)
 - ・ 栄養マネジメント加算(14単位/日)
 - ・ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)(入所定員31人～50人)(27単位/日)
 - ・ 看護体制加算(Ⅱ)(入所定員31～50人)(13単位/日)
 - ・ 個別機能訓練加算(12単位/日)
 - ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(59/1000)
 - ・ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)(46単位/日)
- 上記に加え、
 - ・ 看取り介護加算(死亡日以前4日以上30日以下144単位)、在宅・入所相互利用加算(40単位)について、今回の見直しにより充実をしている。
 - ・ その他、サービス提供体制強化加算(日常生活継続支援加算を算定できない場合)、療養食加算・経口移行加算・経口維持加算等がある。
- 多床室の基本サービス費については、平成27年8月より、室料相当である47単位が減少し(861単位⇒814単位)、同時に、基準費用額に470円(/日)が上乘せされる。
- 新設多床室と既設多床室の報酬の区分は設けない。

10. 介護老人保健施設

○ 改定後のイメージ(介護保健施設サービス)

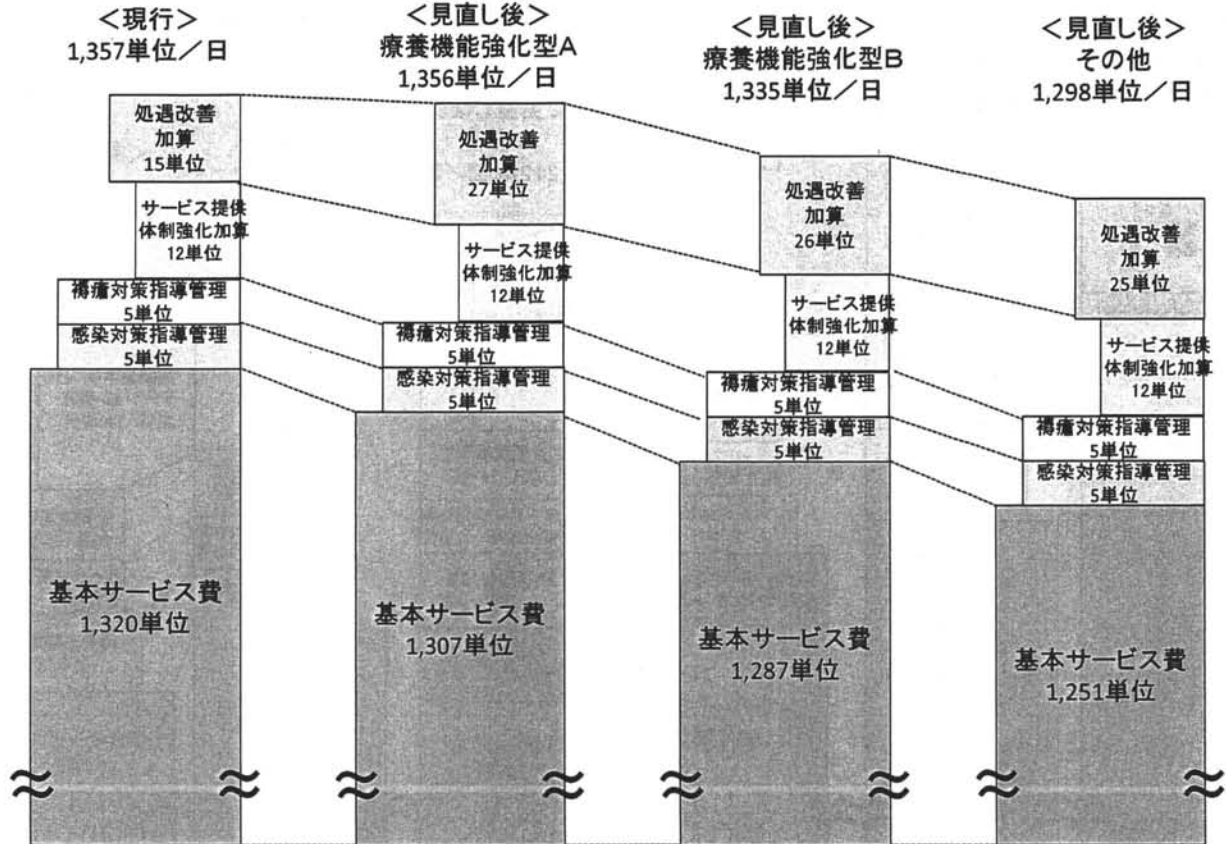


【前提】

- 従来型老健の多床室の場合
- 要介護3の入所者を想定
- 強化型(在宅復帰の状況が50%を超える等の要件を満たす施設)、加算型(在宅復帰の状況が30%を超える等の要件を満たす施設)、通常型(強化型及び加算型以外の施設)のそれぞれについて記載
- 基本報酬に加え、
 - ・ 介護職員処遇改善加算(I)(27/1000)を算定
 - ・ 加算型については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(27単位/日)を算定
 - ・ サービス提供体制強化加算(12単位/日)、夜勤職員配置加算(24単位/日)、短期集中リハビリテーション実施加算(240単位/日)を算定
 - ・ その他、栄養マネジメント加算(14単位/日)等がある。

11. 介護療養型医療施設

○ 改定後のイメージ(介護療養施設サービス)

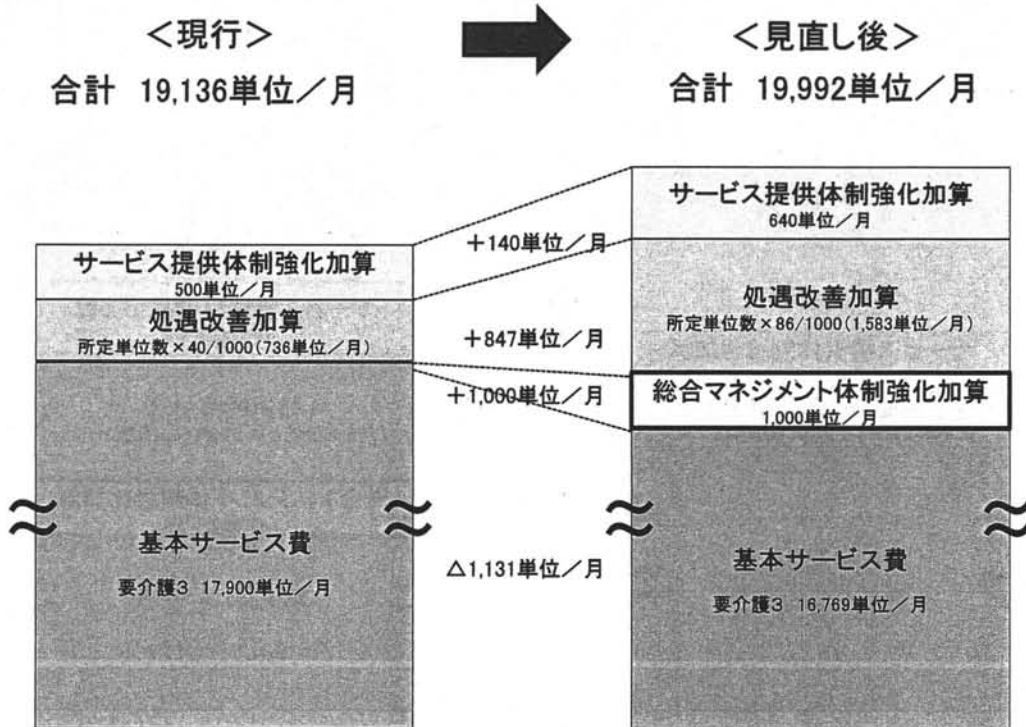


【前提】

- 療養病床を有する病院の多床室の場合(看護6:1, 介護4:1)
- 要介護5の入院患者を想定
- 療養機能強化型A、B(入院患者のうち、重篤な身体疾患を有する者の割合が一定割合以上である等の要件を満たす病院)及びその他(療養機能強化型A及びB以外の病院)のそれぞれについて記載
- 基本報酬に加え、
 - ・ 介護職員処遇改善加算(I)(20/1000)を算定
 - ・ サービス提供体制強化加算(12単位/日)を算定
 - ・ 特定診療費のうち、感染対策指導管理(5単位/日)、褥瘡対策指導管理(5単位/日)を算定
 - ・ その他、栄養マネジメント加算(14単位/日)等がある。

12. 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護

○ 改定後のイメージ(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)



【前提】

○ 要介護3の場合

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)((訪問看護サービスを行わない場合)又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)を算定

○ 基本報酬に加え、次の加算を算定

- ・ 総合マネジメント体制強化加算(1,000単位/月)
- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(86/1000)
- ・ サービス提供体制強化加算(640単位/月)

※ その他、初期加算(30単位/日)等がある。

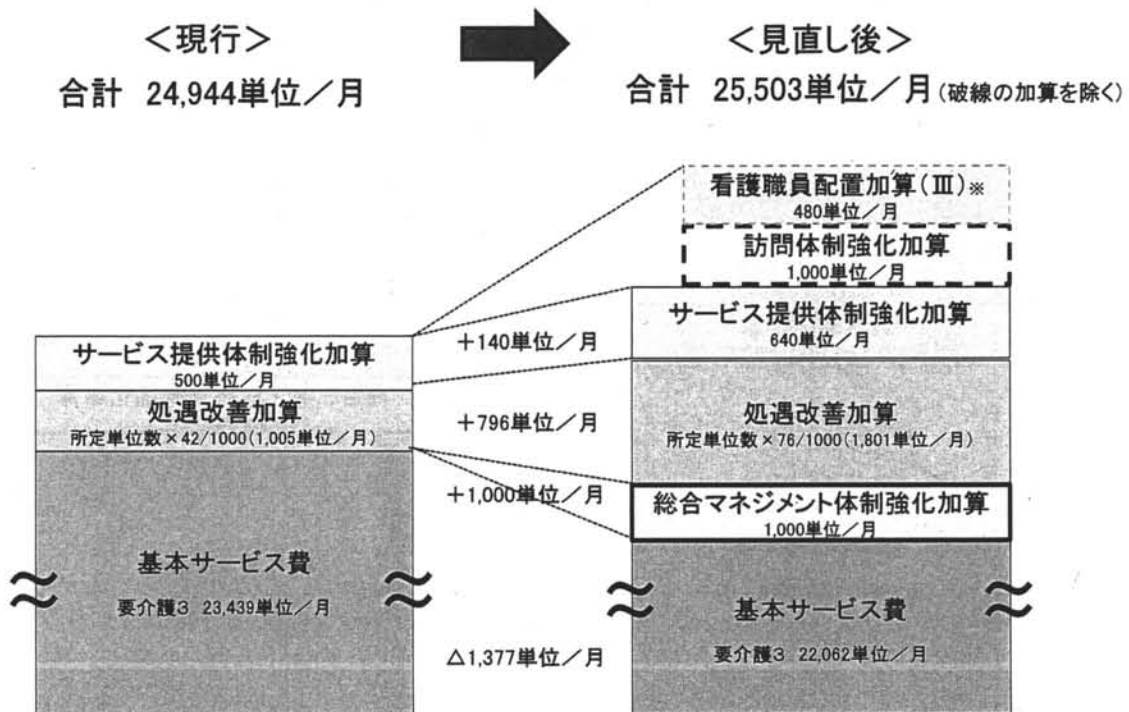
※ 今回の報酬改定では、利用者が通所系サービスを利用した日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算となる単位数について見直し。

(現行)1日あたり△146単位～△665単位 ⇒ (見直し後)1日あたり△62単位～△322単位

※ 図中のサービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、区分支給限度基準額の対象外である。

13. 小規模多機能型居 介護

○ 改定後のイメージ(小規模多機能型居宅介護)



【前提】

- 要介護3の場合
- 同一建物居住者以外の者に対して行う場合
- 基本報酬に加え、次の加算を算定
 - ・ 総合マネジメント体制強化加算(1,000単位/月)
 - ・ サービス提供体制強化加算(640単位/月)
 - ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(86/1000)

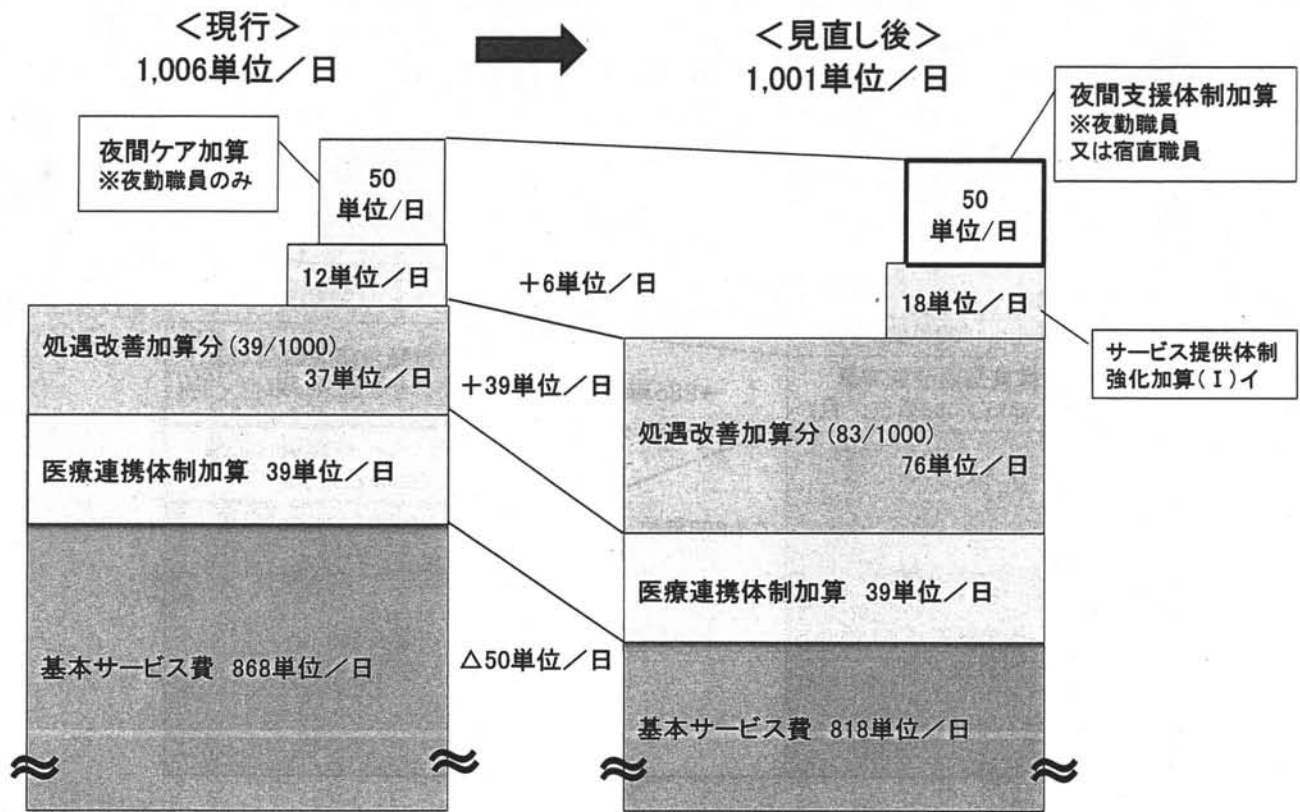
※ 所定の要件を満たす場合は、看護職員配置加算(Ⅲ)に代えて、現行の看護職員配置加算(Ⅰ)(常勤の看護師を配置した場合:900単位)又は看護職員配置加算(Ⅱ)(常勤の准看護師を配置した場合:700単位)を取得することも可能。

※ その他、初期加算(30単位/日)、認知症加算((Ⅰ)800単位/日)、訪問体制強化加算(1,000単位/月)等がある。

※ 図中の訪問体制強化加算、サービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、区分支給限度基準額の対象外である。

14. 認知症対応型共同生活介護

○ 改定後のイメージ(認知症対応型共同生活介護)



【前提】

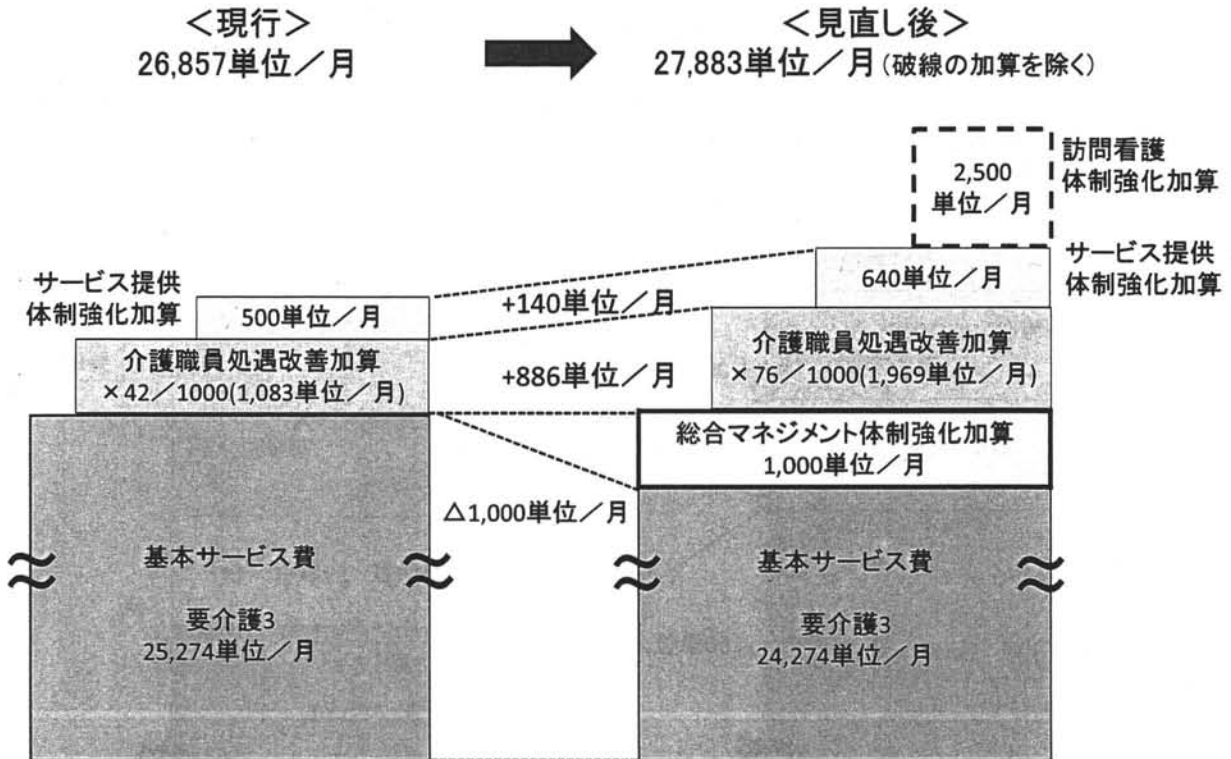
○ 1ユニット事業所で要介護度3の利用者の場合

- 基本報酬に加え、
 - ・ 夜間支援体制加算 (I)
 - ・ サービス提供体制強化加算 (I)イ (介護福祉士6割以上)
 - ・ 医療連携体制加算
 - ・ 介護職員処遇改善加算 (I) (83/1000) を算定

※ その他、看取り介護加算 (144単位/日 死亡日以前4日以上30日以下の場合)、認知症専門ケア加算 (I) (3単位/日) 等、若年性認知症受入加算 (120単位/日) がある。

15. 看護小規模多機能型居宅介護

○ 改定後のイメージ(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護))



【前提】

- 要介護3の登録者が看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合
- 当該登録者が事業所と同一の建物以外に居住する場合
- 基本報酬に加え、
 - ・ 総合マネジメント体制強化加算(1,000単位/月)を算定
 - ・ 介護職員処遇改善加算(I)(76/1000)を算定
 - ・ サービス提供体制強化加算(640単位/月)を算定
 - ・ その他、訪問看護体制強化加算(2,500単位/月)等がある。

※ 図中の訪問看護体制強化加算、サービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、区分支給限度基準額の対象外である。